

(仮称) 市川市自転車安全利用条例制定の方向性について**1. 条例制定の主旨**

自転車を安全に利用するための意識の向上を図り、市・自転車利用者・関係団体の責務を明確化し、3者が連携することにより、自転車の秩序ある利用の推進、自転車に関する事故の防止、健康で安全かつ快適に利用できる環境を形成することを目的とする自転車安全利用条例の制定を検討する。

2. 条例の主な内容（案）

(1) 市、自転車利用者、自転車販売者の責務を明確にして協力を求める

①市の責務

安全利用に関する意識啓発・活動支援・事業推進、点検の促進、保険加入推奨

②自転車利用者の責務

道路交通法の遵守、マナー運転の励行、保険加入、自転車の点検整備

③自転車販売者の責務

安全利用・定期点検の啓発、保険加入の啓発

(2) 道路交通法及び法的な規定がないものの守るべき走行ルール（マナー）等を明記する

①道路交通法の規定うち、国が平成19年に定めた「自転車安全利用5則」を重点事項とする

- 1) 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2) 車道は左側を通行
- 3) 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4) 交通ルールを守る

○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

○夜間はライトを点灯

○交差点では信号遵守と一時停止・安全確認

5) 子どもはヘルメットを着用

②道路交通法に規定のないルール（マナー）は以下の項目

- 1) イヤホン、ヘッドホンを使用した運転の禁止
- 2) 歩行者の多い歩道での押し歩き促進
- 3) 自転車点検整備、保険加入促進

(3) 街頭で注意、指導する指導員制度の創設

(4) 自転車安全教室を位置づけ、学校長の協力を求める

(5) 自転車道交通網の形成

※罰則規定は、時期・過料を含めて検討する